

「指定居宅介護支援」 重要事項説明書

事業者は利用者に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名称 医療法人 財団医正会
- (2) 法人所在地 愛知県豊橋市大岩町字北元屋敷 36 番地の 3
- (3) 電話番号 (0532) 41-0011
- (4) 代表者氏名 理事長 北澤 浩

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所名称 二川病院居宅介護支援事業所
- (3) 指定事業所番号 愛知県指定 第 2372001269 号
- (4) 事業所所在地 愛知県豊橋市大岩町字北元屋敷 36 番地の 3
- (5) 電話番号 (0532) 41-0011
- (6) FAX番号 (0532) 41-0023
- (7) 事業の目的

居宅介護支援サービスは、要介護状態にある利用者の委託により、利用者の心身の状況等に応じた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

(8) 運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- ② 利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が公正中立に提供されるように配慮する。
- ④ 事業を遂行するに当たっては、市町村・地域包括支援センター・居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実業の実施地域

二川町 大岩町 大脇町 雲谷町 原町 中原町 豊栄町 豊清町 三弥町
小島町 細谷町 東細谷町 小松原町 寺沢町 東高田町 東七根町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ※ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日及び 年末年始を除く
営業時間	8時半から17時半まで ※木曜・土曜は8時半から12時

4. 職員体制

職務	常勤	非常勤	計
管理者兼介護支援専門員	1名	名	1名
介護支援専門員	名	名	名

※居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを促進する為、主任ケアマネージャーであることが管理者の要件とされます。(令和9年3月まで経過措置が設けられています。)

5. 指定居宅介護支援事業所が提供をするサービスと利用料金

(1) 居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成

1) 居宅サービス計画の作成の流れ

利用者のご家庭を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

担当介護支援専門員は、利用又はその家族と協議の上、必要な居宅サービス計画を作成し、公正中立な立場で地域の様々なサービスの情報を提供します。

※利用者又はその家族は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画の原案の内容についてサービス担当者会議に諮り、利用者又はその家族に対して説明し、書面による利用者の同意を得ます。同意を得た居宅サービス計画は利用者及び担当者(サービス事業所)へ交付します。利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ① 介護支援専門員は、利用者及びその家族、指定サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 少なくとも1月に1回はご契約者宅へ訪問します。また、1月に1回はモニタリング（実施状況の把握、サービス事業者との意見交換）を行いその結果を記録します。ただし、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

ただし、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

 - ア 利用者の同意を得ること。
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i .利用者の状態が安定していること
 - ii .利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii .テレに電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ 少なくとも2か月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ④ 事業所は、利用者が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等（入院中の医療機関の医師も含む）の意見を求めます。この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することが義務付けられています。
- ⑤ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネージャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことが義務付けられています。
- ⑥ サービス開始に際し、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、利用者又はその家族に全6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合は別紙のとおりです。

3) 居宅サービス計画の変更

事業所は、利用者が直接ないし居宅サービス事業者を介して居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅サービス計画を見直し、必要があればこれを変更するとともに、指定居宅サービス等が円滑に提供されるよう事業者への連絡調整を行います。

4) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は介護保険施設への入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

5) 居宅介護支援事業所とサービス事業所と連携

居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業者の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めます。

6) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するように努めます。

7) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合には、障害福祉制度の特定相談支援専門者との連携に努めます。

8) 一部の福祉用具に係る貸与と購入の選択制の導入

利用者の過度な負担を軽減しつつ、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、比較的兼価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）単点杖（松葉杖を除く）及び多点杖を対象とする。

・選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、貸与又は販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。

サービス利用料金

1) 居宅介護支援費の基本料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。事業所は、利用者から直接利用料を受領した場合には、利用者に対し「サービス提供証明書」を交付します。この「サービス提供証明書」を後日、市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）「居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所」			
要介護区分 （単位）	（Ⅰ）取り扱い件数 45件未満	（Ⅱ）取り扱い件数 45件以上～60件未満	（Ⅲ）取り扱い件数 60件以上
要介護1・2	1,086	544	326
要介護3・4・5	1,411	704	422
居宅介護支援費（Ⅱ）指定居宅サービス事業者との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所			
要介護区分 （単位）	（Ⅰ）取り扱い件数 50件未満	（Ⅱ）取り扱い件数 50件以上～60件未満	（Ⅲ）取り扱い件数 60件以上
要介護1・2	1,086	527	316
要介護3・4・5	1,411	683	410

2) 初回加算

- ① 初回の居宅介護支援費に加算されます。

支給区分	介護報酬（単位）
初回加算	300

- ② 初回加算の算定要件 ※以下のいずれかに該当する場合

- ・ 新規に居宅サービス計画を作成した場合
- ・ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ・ 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合

3) 入院時情報連携加算

- ① 当該医療機関の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合に加算されます。

支給区分	介護報酬（単位）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200

- ② 入院時情報連携加算（Ⅰ）の算定要件

- ・ 病院又は診療所に入院する際に、入院した日の内に、当該医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

※入院日以前の情報提供を含む

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

- ③ 入院時情報連携加算（Ⅱ）の算定要件

- ・ 病院又は診療所に入院する際に、入院した日の翌日又は翌々日に、当該医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日ではない場合は、その翌日も含む。

※居宅介護支援の提供に当たり、利用者に対して、入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付けられています。

4) 退院・退所加算

- ① 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保健施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、病院等と連携を行った場合に、居宅介護支援費に加算されます。

支給区分	介護報酬 (単位)	介護報酬 (単位)
退院・退所加算	カンファレンス 無	カンファレンス 有
連携1回	450	600
連携2回	600	750
連携3回	—	900

② 退院・退所加算の算定要件

- ・ 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保健施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談し、利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
- ・ 入院又は入所期間中につき1回を限度とする（同時算定は不可）
- ・ ただし、初回加算を算定する場合は、退院・退所加算は算定できません。

5) 緊急時等居宅カンファレンス加算

- ① 病院又は診療所の求めにより、当該医療機関の職員と共にカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算されます。

支給区分	介護報酬 (単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200

② 緊急時等居宅カンファレンス加算の算定要件

- ・ 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
- ・ 一月に2回を限度として算定できるものとする

6) ターミナルケアマネジメント加算

- ① 自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断したものを対象とする

支給区分	介護報酬 (単位)
ターミナルケアマネジメント加算	400

② ターミナルケアマネジメント加算の算定要件

- ・ 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合

7) 通院時情報連携加算

支給区分	介護報酬 (単位)
通院時情報連携加算	50

① 通院時情報連携加算の算定要件

- ・ 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
- ・ 利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする

8) 運営基準減算

事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、基本料金の100分の50に相当する減額をされます。また、この減算が2ヶ月以上継続している場合には、所定単位数は算定できません。

9) 業務継続計画未実施減算

- ① 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

支給区分	介護報酬 (単位)
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算

② 以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

1 0) 高齢者虐待防止の促進

- ① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の設備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

支給区分	介護報酬（単位）
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算

- ② 虐待の発生又はその再発防止を防止するための以下の措置が講じられていない場合
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・虐待防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ③ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1) 身体拘束等適正化の推進

- ① 身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

1 2) 特定事業所集中減算

正当な理由がないかぎり、前6ヶ月間に作成したサービスが位置づけられた居宅サービス計画の数のうち、それぞれについて、もっともその数が多い事業主体に関わるものの占める割合が8割以上である場合に1月につき200単位を減算します。ただし、当該指定居宅介護支援事業所における居宅サービス計画数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除きます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護 福祉用具貸与

1 3) 地域区分

※ 豊橋市は地位加算の適用地域、7級地(3%)に該当しており、上記介護保険利用単位数に10.21(単位数単価)をかけた金額が費用総額となります。

1 4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5km未満 540円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5km以上10km未満 648円
- ③ 実施地域を越えた地点から、片道10km以上 756円

1 5) 利用料金のお支払方法

料金が発生した場合は、当事業所の請求に基づき、指定する方法でお支払いいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 介護支援専門員の決定

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

1) 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。なお、介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

2) 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合は、当該介護支援専門員が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

(3) 介護支援専門員の禁止行為

介護支援専門員は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- 1) 利用者もしくは、その家族からの利用料金以外の金銭、物品の授受
- 2) 利用者もしくは、その家族に対する宗教活動、政治活動、営利活動

(4) 介護サービス情報公表制度

事業所に関する介護サービス内容の評価は、愛知県社会福祉協議会の運営するホームページにおいて公表されています。この制度は、指定調査機関が年一回介護保険の事業所に行うものです。

- 1) ホームページアドレス <http://www.aichi-fukushi.or.jp/kaigokouhyou/index.html>
- 2) 制度に関する問い合わせ 愛知県健康福祉部高齢福祉課 電話 052-954-6289

7. 守秘義務について

事業所及び従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

8. 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、主治医、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 個人情報の保護について

事業所は、利用者に関するサービス担当者会議、サービス計画作成を目的とした主治医意見書や訪問調査票の公開請求、その他介護保険制度の円滑な利用のため、利用者又は家族等の情報を用いるための同意書を、原則として利用者本人又はその家族から事前に同意を得て取得します。

10. 苦情の受付について（契約書第12条参照）

当事業所に対する苦情やご相談の受付窓口は、次の通りです。

・本事業所

お客様相談窓口	窓口担当	笹野 香織
	受付時間	営業日の午前8:30～午後5:30 (木曜・土曜は午後12:00まで)
	電話番号	0532-41-0011
	FAX番号	0532-41-0023

・市区町村のサービス相談・苦情受付窓口

東三河広域連合	担当部署	東三河広域連合 介護保険課
	受付時間	午前8:30～午後5:15
	電話番号	0532-26-8471
	FAX番号	0532-26-8475

・国民健康保険団体連合会のサービス相談・苦情受付窓口

愛知県国保連合会	担当部署	介護福祉室内 苦情相談室
	受付時間	午前8:45～午後5:15
	電話番号	052-971-4165
	FAX番号	052-962-8870

指定居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	愛知県豊橋市大岩町字北元屋敷 36 番地 3
	事業所名	二川病院居宅介護支援事業所 印
	説明者	笹野 香織 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(別紙) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸

与の利用状況は次のとおりです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	21.06%
通所介護	39.77%
地域密着型通所介護	10.53%
福祉用具貸与	67.84%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	サンセットヒル牛川 69.45%	訪問介護 ソラリオ牛川 13.89%	ニチイケアセンター 16.67%
通所介護	デイサービスゆうとぴあ 26.47%	ニチイケアセンター 20.59%	デイサービスこはる 17.65%
地域密着型 通所介護	デイサービスさくら亭 33.34%	デイサービスさっちゃん 33.34%	デイルームふるり咲楽 33.34%
福祉用具貸与	(株) トーカイ 24.14%	(株) チームエイド 22.42%	フランスベッド (株) 15.52%